

# 井草会 個人情報 管理・運用内規

制定： 2007年7月1日

井草会、及びインターネット委員会では、以下の管理・運用内規に則り、個人情報、個人データ、個人情報データベース等を取扱うものとします。

## 1. 取扱担当者

個人情報、個人データ、個人情報データベース等の管理・運営に携わる者は、以下に限定します。

なお、個人情報データベース等の管理・運営に携わる者は、その任を離れる時は、速やかに自己のパソコンで保管・管理している情報の滅失処理を行わなければならないものとします。

- (1) インターネット委員会委員で電磁情報を扱うことが出来る担当者はインターネット委員長が任命した井草会会員に限ることとします。
- (2) インターネット委員会委員以外で電磁情報に接することが出来る担当者は、常任理事会にて承認を受けた者に限ることとします。

## 2. 管理・運営場所

会員情報(電磁情報)の管理・運営は、担当者本人のみが使用する自己のパソコンにおいて、実施するものとします。

なお、井草会事務室に設置されたパソコンにて個人情報を管理・運営する際は、インターネット委員長が必要と認めた場合においてのみ、任命された者が業務に当たることが出来ます。

## 3. 同期会等又は第三者への情報提供

井草会個人情報保護について第2項第(4)又は(5)号に基づき個人情報、個人データを提供する場合には、所定の「同意書」を申請者から事前に提出を受け、審査の上、適正と判断された場合にのみ提供するものとします。

同窓会報の発送、および同窓会名簿の発行に際し、個人情報データベース等の取扱の全部又は一部を業者その他に委託する場合には、本会は、その取扱を委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者の情報管理体制の事前確

認を実施したうえでこれを行い、更に必要かつ適切な監督を行うものとします。

#### 4. 情報の流通

個人情報データベース等、個人データの取扱いについては、十分に留意して行うこととします。また、情報ファイル(電磁情報)をインターネット上でやり取り(転送)する場合には、原則としてファイルにパスワードをかけることとし、パスワードの告知をファイル転送と同一メールでは行わないこととします。

#### 5. 情報の廃棄

使用しなくなったバックアップ・ファイル(CD - R等のメディア)については、物理的な滅失処理を施します。

紙媒体については、原則として、井草会事務室、または個人所有のシュレッダーにて破棄処理を行います。

情報の管理・運営を行っていたパソコンの破棄の際には、データ消去の処理を実施、もしくは記憶媒体への物理的な滅失処理を施します。係る実施者は滅失処理、破棄処理について、実施した措置の記録を残すものとします。

#### 6. その他

その他、この個人情報管理・運用内規に規定されていない事項に関しては、インターネット委員長の指示に基づき実施し、インターネット委員長は速やかに内規等の改定を常任理事会に諮りその充実を図るものとします。

以上